

令和6～8年度 北広島市の介護保険料について

北広島市の第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、所得段階（13区分）に応じ下表のとおりです。65歳以上の方お一人おひとりで算定されますので、夫婦ともに65歳以上の場合は、夫婦別々に算定されることになります。

段階	対象となる方		算定方法	保険料
				年額（円）
第1段階	①高齢福祉年金受給者（注1） ②中国残留邦人等の方々のための支援給付対象者 ③生活保護受給者 ①～③のいずれかに該当し、世帯全員が市町村民税非課税の方（注2）	80万円以下の方	基準額×0.285	17,790
		世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額（注3）の合計が		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額（注3）の合計が	120万円を超える方	基準額×0.485	30,260
第3段階		80万円以下の方		
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額（注3）の合計が	80万円以下の方	基準額×0.85	53,040
第5段階 【基準額】		80万円を超える方		
第6段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額（注4）が	120万円未満の方	基準額×1.2	74,880
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3	81,120
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5	93,600
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.7	106,080
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.9	118,560
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.1	131,040
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.3	143,520
第13段階	720万円以上の方	基準額×2.4	149,760	

※納付必要月数が1年未満の方の保険料額は、【年額×納付必要月数／12ヶ月】で算出した金額とし、10円未満の端数があった場合は切り捨てします。

《段階別介護保険料の表の注釈について》

- 注1 「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方で、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金です。
- 注2 世帯は4月1日（年度途中で65歳に到達（市外から転入）された方は、到達（市外から転入）した日）時点での住民登録で判断します。
- 注3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を指します。また、給与所得が含まれる場合、給与所得（給与所得と年金の雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除が行われてる場合には、その控除前の金額）については、10万円を控除した額（ただし、控除後の合計額が0円を下回る場合は0円）とします。
- 注4 介護保険料を算定する際の「合計所得金額」とは、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を指します。
- ※ 1月から3月に65歳に到達（市外から転入）された方の合計所得金額と課税年金収入額は、前々年のものとなります。

保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方は年金天引き（特別徴収）で納め、18万円未満の方は納付書などで納めます。

ただし、年金天引き開始には半年から1年ほど時間がかかるため、すでに年金を受給されている方でも、当面の間は納付書または口座振替でのお支払いとなります。

口座振替をご希望の方は、同封の「口座振替依頼書」にてお手続きください。

●年金天引きへの切り替え時期●

4月・6月・8月・10月の年4回です。

※その年度の決定通知において、年金天引きの決定がされていない場合は、翌年度以降の年金天引き開始となります。

年金天引きの切り替え手続きは必要なく、対象になると自動で切り替わります。

年金天引きが開始になると、口座振替の設定がある方は自動的に振替停止となります。

※ 以下のような方は、年額18万円以上の年金を受給していても、年金天引きとならないことがあります。

- ・年度途中で65歳になった方・市外から転入した方
- ・所得申告のやり直しなどで、保険料が変更となった方
- ・年金受給権に担保が設定されている方 など

介護保険についての問い合わせ先

北広島市役所 保健福祉部 高齢者支援課

電話 011-372-3311(代表)

- 65歳以上の方の介護保険料に関するお問い合わせは・・・介護保険料担当 内線2174
- 要介護認定に関するお問い合わせは……………介護認定担当 内線2175・2176
- 介護保険の給付に関するお問い合わせは……………介護給付担当 内線2163